

養父市農業委員会

第34回会議録

令和4年7月26日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第34回会議録

1. 開催日時 令和4年7月26日(火曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第113号 農用地利用集積計画の承認について

議案第114号 非農地証明交付申請の承認について

議案第115号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について

報告② 農地法第3条の規定による許可申請について

報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員(12名)

1番 秋山博	2番 山根達夫	3番 藤原義幸	4番 寺尾稔
5番 大谷忠雄	6番 奥藤雅行	7番 前川章	8番 谷垣重俊
9番 西谷眞一	10番 北本健一郎	11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹

5. 欠席農業委員(1名)

13番 圓山満

6. 出席推進委員(12名)

14番 小林誠	15番 内田重雄	16番 木下計介	17番 藤原隆弘
18番 鷹野孝一	19番 安達繁	20番 栗田匡晃	21番 林田雅美
22番 上垣美由紀	23番 森脇耕助	24番 井上勝雄	25番 藤原健次

7. 欠席推進委員(0名)

無し

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 定岡 良樹

事務局 : それでは、ただいまより第34回農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

谷垣会長 : 皆さん、こんにちは。連日暑い日が続いておりますけれども、田んぼのほうを見てみましたら、草がたくさん生えて、今年はすごい草が多いなということをおもっております。その草刈りに毎日あくせくしているわけでありましてけれども、今日は皆さん大変お忙しいところ、総会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、午前中には現地調査ということで、市内のほうをそれぞれ回っていただきました委員の皆様、また担当の委員の皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。

今日、いろいろと冊子等たくさん準備していただいておりますけれども、先ほども局長のほうからありましたように、北海道へ、最終的には11名でしたけれども、研修のほうに行かせていただきました。天気にも恵まれて皆元気で研修を終えることができました。特に、留寿都村では、村長さん直々にお出迎えをいただいたり、また、大根の集荷場を見せていただいたりしましたし、富良野ではスマート農業ということで、田んぼから田んぼへのトラクター等の無人での移動というようなことの実験的なこともいろいろと説明をいただいたりしたわけでありまして、養父市と比べて農業については大変規模が大きくて、なかなか学んできたことをすぐというわけにはいきませんが、またいろいろと、これからの養父市の中でも生かせる部分がたくさんあるのではないかなというふうに思っております。本当に研修をさせていただきましてありがとうございました。

また、皆さんから頂いた意見を基に、市長へ先立って意見書を出させていただきました。市長からも具体的な回答というものは直接にはありませんでした。それぞれ担当するような課のところでもまた検討していってもらうというようなことでありまして、日本一農業がしやすいまちというようなことで掲げておられますけれども、それについては、理念ということであって、具体のこの取組については、養父市としても、それぞれやっているので、その中でまた考えていただきたいというようなことでもございました。それぞれの意見がこれからの養父市の農業のほうにいろいろと活かしていただけたらなということをおもっております。

それから、今日はこの後、全体協議会でもありますが、農地パトロールというようなことにつきましても、また皆さん方のお力をお借りして、それぞれ市内の農地について見て回っていただくことになるとお思います。いろいろと大変忙しいことではございますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいとお思います。

今日の議案もたくさんございますので、ひとつ慎重審議をしていただきまして、よろしくお願ひをいたします。どうもありがとうございました。

事務局 : それでは、会議の成立について御報告をいたします。本日の出席、農業委員13名中12名でございます。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。なお、農地利用最適化推進委員さんにつきましても、12名の出席ですので、併せて御報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されておりますので、以後、谷垣会長にお願いをいたします。

議長 : それでは、養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、12番の西谷英樹農業委員と、1番の秋山農業委員をお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。議案第113号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。

議案第113号、農用地利用集積計画の概要です。公告は令和4年8月1日を予定しています。

1番、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が42,960平方メートル、48筆、畑が429平方メートル、1筆、合計43,389平方メートル、49筆です。利用権の設定を受ける個数は30戸、設定をする戸数は8戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権及び賃借権です。利用権の内容別では、使用貸借権が38筆、33,867平方メートル、うち新規が31筆、28,555平方メートル、うち再設定が7筆、5,312平方メートル、解除条件付使用貸借が1筆、707平方メートル。賃借権が10筆、8,815平方メートル、全て新規となっております。

利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと、1年契約が3筆、1,595平方メートル、2年契約が3筆、730平方メートル、5年契約が2筆、2,217平方メートル、9年契約が3筆、3,072平方メートル、10年契約が38筆、35,775平方メートルとなっております。

詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。番号6番が一般法人による解除条件付のものとなっております。

また、4ページから10ページにつきましては、農地中間管理事業を活用した一括方式によるものです。農地中間管理機構から転貸を受け耕作する方及び期間を記載しておりますので御確認ください。以上です。

議長：説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、議案第113号を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長：ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第114号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局：11ページです。議案第114号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番、八鹿町八鹿の2筆で、面積が435.61平方メートルです。所有者は西ノ宮市の方で、非農地の理由としましては、申請の土地は平成10年頃から雑種地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは12ページから16ページとなっています。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。番号1番の八鹿町八鹿の件について、担当農業委員より説明を求めます。

11番、坂本農業委員。

坂本委員：11番、坂本です。この物件に関しまして、先月の24日、農業委員会が終わった次の日に電話がかかってきまして、2時過ぎ頃現地を見に行っただけですけど、ここに書いていますように、もう土地のほうは父親が亡くなってから、それ以前から雑種地、荒れ地になっていまして、ここら辺はいつも農地パトロールで見に行くんですけど、もう機械が入らないところで、どうしようもないような現状です。そして、この方も、この土地の下に住宅があるんですけど、それを売るのに農地つきではちょっと売れないような状況なので、雑種地にして売りたいというような考えを持っておられるようです。以上です。

議長：続きまして、現地調査委員の説明を求めます。

7番、前川農業委員。

前川委員：7番、前川です。本日、朝10時頃に現地を確認しに行きました。15ページの写真を見ていただけますでしょうか。下の写真を御覧いただいたら分かります

ように、もう法面のところが、かなり急な法面が畑という位置づけになっております。とても耕作できるような状況ではないのは確認できました。

さらに、上の写真にはないんですけども、奥のほうに樹木のようなものも見えまして、先ほどの坂本委員が言われたように、トラクターはもちろんのこと、管理機も持っていけない、草刈り機を持っていくのも、私でもちょっとちゅうちょするなど、そういう危険な場所でもありますので、とても耕作には適していないと。したがって、雑種地と認めざるを得ない場所だなというふうに確認が取れました。以上です。

議 長： 続きまして、担当推進委員の説明を求めます。
14番、小林推進委員

小林推進委員： 先ほど農業委員さんが説明されたとおり、写真を見ても分かるように、もう雑種地でも構わないような感じの土地で、後はどうしようもないような土地のように思いましたので、またよろしくお願いします。

議 長： 説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第114号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第115号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 本日差し替えたほうの資料を御覧ください。議案第115号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市八鹿町八鹿の土地1筆、面積は766平方メートルです。譲渡人は神戸市北区の方、譲受人は豊岡市の株式会社です。申請地内に建て売り分譲及び露天駐車場を3区画建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは18ページから23ページです。

申請番号2番、養父市大屋町中の土地4筆、合計面積は268平方メートル。譲渡人は養父市大屋町中の方、神戸市西区の方、大阪府高槻市の方、養父市八

鹿町宿南の方です。譲受人は養父市上箇の方となっております。申請地内に一般住宅及び露天駐車場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは31ページから37ページです。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

この件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局：申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

次に、番号1番の八鹿町八鹿の件について、担当農業委員の説明を求めます。

坂本委員：11番、坂本です。この土地も6月28日に電話がかかってきまして、現地を見て説明を受けました。持ち主の方が神戸のほうに住んでおられて、管理ができないということで、売却という形になっています。そして、20ページの図面を見てもらったら分かるように、上側の道の横の水路なんですけど、これは現状ではちょっと狭いところが、西側のほうからの幅の広さに合わせて水路を拡張されるようです。それで、隣接土地の持ち主からも皆承諾書を得られていますので、問題ないと思います。以上です。

議長：続いて、現地調査委員の説明を求めます。

6番、奥藤農業委員

奥藤委員：6番、奥藤です。今朝、現地に確認しに行きました。先ほどの、担当農業委員が言われるように、水路の確保、特に南側の水路があるんですけども、その確保がきちりできておると、これから造成されても水路を触らないということの確認を取っております。万が一、その東側に畑があるんですけども、この方がもし田をされるというときでも、水はここから確保できるということの確認も取りましたので、問題ないと思います。以上でございます。

議長：続いて、担当推進委員の説明を求めます。

小林推進委員： 小林です。先ほど農業委員さんも言われたように、周りの現状から見ても、宅地に変更しても構わないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第115号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の大屋町中の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や融資証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 続きまして、番号2番の大屋町中の件について、担当農業委員より説明を求めます。

担当農業委員は8番、谷垣、私ですので、私から説明をいたします。

お手元の資料の32ページをお開きください。32ページの航空写真がございしますが、大屋川を挟んで右端のほうに、旧口大屋小学校がございします。そのちょうど対岸のところ、今回の該当農地がございします。次に33ページを見ていただきまして、そのところで、緑色、薄い緑色で囲んである4筆の土地があるかと思ひます。1475の番号がついてる枝番34、35、36、37の土地であります。ここは、今日現地を見させてもらひましたが、もともと畑でありまして、水利等の関係は全然問題ないですし、これを建てるときに34ページに平面図がございしますけれども、盛土をしてここに住宅を建てるということでございします。ひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

続いて、現地調査委員の説明を求めます。

5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。午前中、現地を見させていただきました。おうみ団地の中ではないかと思っております。私もこの中に農地がまだあるのかなと思って現地を見ました。2辺は市道に面しており、1面は住宅であります。もう1面は農地、畑がございますが、南のほうから出るので日照関係は問題ないかと思っております。水路も一方にはきちっとした市道のほうにありますし、この周辺は水田がないということは確認したので問題ないと思います。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

20番、栗田推進委員

栗田推進委員： 20番、栗田です。先ほど、委員の説明がありましたように、やむを得ないかなと思います。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第115号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

それでは、報告事項に入ります。

報告①「農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 38ページを御覧ください。報告①「農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第14号の規定による届出について」です。

届出番号1番、1番から4番までは同一の借人ですので、2番以降は省略させていただきます。

届出番号1番、養父市八鹿町大江の土地1筆、面積は348平方メートルのうち2.25平方メートル、借受人は東京都世田谷区の株式会社、貸付人は養父市八鹿町大江の方です。届出の目的は、携帯基地局の設置です。

届出番号2番、養父市八鹿町青山の土地1筆、面積は796平方メートルのうち2.25平方メートル、貸付人は養父市八鹿町宿南の方です。

届出番号3番、養父市関宮の土地1筆、面積は39平方メートルのうち2.25平方メートル、貸付人は養父市関宮の方です。

届出番号4番、養父市丹戸の土地1筆、面積は305平方メートルのうち2.25平方メートル、貸付人は神奈川県横浜市の方です。

届出番号1番の場所につきましては、39ページを御覧ください。上側の地図で、左側に行きますと坂本、右側が大江の奥に行く道となっております。大江の集落に入った場所にございます。こちらに、40ページにございます地図の中で中央部分、緑色で白い枠囲いをした場所が申請地となります。こちらに、43ページに記載しております計画図のとおり、14.8メートルの携帯基地局のアンテナが設置されます。

届出番号2番の場所につきましては、44ページを御覧ください。地図右側が宿南から上がってくる道となります。青山の集落の中に位置しております。こちら45ページの地図にありますとおり、緑色の塗りで白い枠囲いをした場所が申請場所となります。こちらに、48ページにありますとおり、高さ14.8メートルの携帯基地局のアンテナが設置されます。

届出番号3番につきましては、49ページを御覧ください。地図上、上に行けば、ループ橋に上がる道となっております。こちら9号線ではなく、関宮の八木谷という集落の中にございます。めくっていただいて50ページ、少し見にくいんですけども、八木谷の集落に入ったかかりのところ、緑色の塗りで、白い枠囲いをした場所が申請場所となります。こちらに、53ページにございますとおり、14.8メートルの基地局のアンテナが建つこととなっております。

届出番号4番につきましては、55ページを御覧ください。関宮の丹戸地区で、旧熊次小学校があった近くが申請場所となっております。こちらに、58ページにありますとおり、今度は14.77メートルの携帯基地局のアンテナが設置されることとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
続きまして、報告②「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 59ページを御覧ください。報告②「農地法第3条の規定による許可申請につ

いて」です。

1番、三谷の土地1筆で311平方メートルです。譲受人は三谷の方で、譲渡
し人も三谷の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が6
月2日、許可日が7月8日となっています。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
続きまして、報告③「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、
事務局より説明を求めます。

事務局： 61ページを御覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出につい
てです。

1番、申請場所は八鹿町下小田のほか、合計2筆ありました。面積が5,840
平方メートルです。申請人は八鹿町下小田の方です。取得した日が令和4年6
月7日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっ
ています。

2番、申請場所は八鹿町下小田のほか、合計5筆ありました。面積が1,250
平方メートルです。申請人は八鹿町下小田の方です。取得した日が令和4年6
月7日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっ
ております。土地の詳細は、別紙1のとおり62ページになります。

3番、申請場所は口米地の土地1筆で、面積が743平方メートルです。申請
人は口米地の方です。取得した日が令和4年6月20日で、相続により所有権を
取得されています。被相続人は記載の方となっております。

4番、申請場所は八鹿町浅間のほか、合計11筆ありました。面積が6,814平
方メートルです。申請人は八鹿町浅間の方です。取得した日が令和4年6月30
日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっ
ております。土地の詳細は別紙2のとおり、63ページになります。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

これで報告事項は終了いたしました。
以上で第34回農業委員会総会を閉会いたします。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 谷 垣 重 俊

署名委員 西 谷 英 樹

署名委員 秋 山 博